〇大阪経済大学　新型コロナウイルス感染拡大防止に基づく行動基準（BCP）

危機管理対策本部

【8/2以降の対応】

［網掛け部分が現時点での設定レベルです］

レベル（想定する状況）		授業	研究	課外活動	行事・イベント	勤務（職員）	会議	図書館、研究所等附置機関	学生入構
レベル０	平常時	通常（ただし、「新たな生活様式」に基づく行動）							
レベル１	国内で感染者が発生し、感染拡大への注意が必要な状況	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、対面授業を基本とする。ただし、Webを活用した講義も行うことができる。	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、研究活動を行うことができる。	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、活動を実施することができる。	必要性の高いイベントのみ、感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、一部実施することができる。	感染拡大に注意をして、ほぼ通常の業務を行う。（時差出勤やテレワークは可能）	対面会議のみならず、オンライン会議も積極的に活用する。	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、一部施設の利用、活動を実施することができる。	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、入構することができる。
レベル２	国内で感染の爆発的拡大が懸念される場合	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、演習科目と学部長および学長の承認を得た実験・実習等の一部授業は対面授業を実施する。それ以外の科目は原則としてWebを活用した講義とする。	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、教員・研究員・大学院生は研究活動を行うことができるが、大学での滞在時間は最小限とし、自宅での研究を優先的に行うものとする。	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、活動ガイドラインに沿って活動計画書が承認された一部の部活動のみ、活動を実施することができる。ただし、合宿やバス遠征など「３密」を避けられない活動は禁止とする。	原則は自粛とし、必要性の高いイベントのみ、感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、一部実施することができる。	時差出勤やテレワークなどを積極的に活用することとし、不要不急の外出・出張を避ける。	対面は最小限度とし、オンライン会議を積極的に活用する。	入構制限を前提に、感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、一部施設の利用、活動を実施することができる。	感染予防・感染拡大防止策を講じた上で、入構することができる。（門扉を制限し、入構管理は行う）
レベル３	政府により緊急事態宣言が発令され、かつ大阪府から外出自粛要請が出された場合	Webを活用した講義を原則としつつ、学部長および学長の承認を得た実験・実習等の一部授業は、3密回避の対策を徹底した上で対面授業を実施することができる。	継続的な実験の管理など、研究機能の最低限の維持に限って立ち入りが可能。	学内外を問わず原則禁止とする。ただし、オンラインを活用した活動は実施できる。	学内外を問わず原則として中止ないしは延期とする。	時差出勤やテレワークなどを積極的に活用することとし、組織機能を維持するため最少人数の出勤（時短勤務）は可能とする（出張禁止）。準職員は自宅待機とし、出勤を命じることがある。	原則としてオンライン会議とする	原則として閉鎖し、一部条件付きで入構可とする。図書館は貸出郵送サービスを行う。	キャンパスを閉鎖し、一部の許可された学生のみ入構できる。ただし、滞在は最小限度とする。
レベル４	政府により緊急事態宣言が発令され、かつ大阪府から外出自粛要請に加え、「施設の使用制限等の要請」が出された場合	Webを活用した講義とする。実習・実験科目は文部科学省の基準のもとで代替措置を講ずる。	継続的な実験の管理など、研究機能の最低限の維持に限って、専任教員のみの一時的な立ち入りが可能。	学内外を問わず全面禁止とする。ただし、オンラインを活用した活動は実施できる。	学内外を問わず全面中止ないしは延期とする。	テレワークによる勤務を原則とする。ただし、組織機能を維持するため最少人数の出勤（時短勤務）は可能とする（出張禁止）。準職員は自宅待機とする。	完全オンライン会議のみ実施	全面閉鎖し、立ち入り禁止とする。図書館は貸出郵送サービスを行う。	キャンパスを閉鎖し、入構禁止とする。

＜活動制限レベルの設定および措置について＞

１．活動制限レベルの設定は、国内全体ならびに大阪府および大阪市における感染の拡大状況・収束状況、ならびに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して危機管理対策本部が判断する。

２．活動制限レベルの判断については、本指針を参考として、危機管理対策本部において決定する。これに伴う、そのほかの事項についても、関係機関において審議・決定する。

　なお、活動制限レベルの設定およびこれに対応する措置については、あくまで指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することがある。

３．学内で感染者が発生した場合など、自治体や保健所からの要請にもとづいて、緊急的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがある。